

とちぎ e スポーツ地域活性化実行委員会 総会 次第

日時：令和 8 (2026) 年 3 月 11 日(水) 14 時 00 分～

会場：栃木県庁本館 9 階会議室 2

1 開会

2 挨拶

3 議事

(1) 協議事項

第 1 号議案 令和 7 年度事業報告について（案）

第 2 号議案 令和 7 年度収支決算見込について（案）

第 3 号議案 令和 7 年度収支決算承認の会長への委任について（案）

第 4 号議案 とちぎ e スポーツ地域活性化実行委員会の解散及び

残余財産の処分について（案）

(2) 報告事項

栃木県における今後の e スポーツの展開について（案）

(3) その他

4 閉会

とちぎeスポーツ地域活性化実行委員会名簿

(敬称略)

No.	役職等	機関・団体名及び役職	氏名	備考
1	会長	栃木県生活文化スポーツ部長	中村 和史	
2	委員	一般社団法人eスポーツとちぎ 代表理事	木内 裕祐	
3	委員	一般社団法人栃木県eスポーツ連合 事務局長	荒川 良太	

※委員の記載は団体名の五十音順

令和7年度事業報告

(1) eスポーツ機運醸成事業

○ eスポーツ体験会

・高齢者向け（5回）

①実施日：令和7年9月20日（土）

場 所：佐野市高萩町公民館

参加者数：20名

②実施日：令和7年10月6日（月）

場 所：那須烏山市保健福祉センター

参加者数：25名

③実施日：令和7年10月22日（水）

場 所：下野市スポーツ交流館大会議室

参加者数：15名

④実施日：令和7年10月29日（水）

場 所：真岡市複合交流拠点施設 monaca

参加者数：10名 ※高根沢町とオンライン接続にて同時開催

⑤実施日：令和7年10月29日（水）

場 所：高根沢町宝積寺タウンセンター

参加者数：17名 ※真岡市とオンライン接続にて同時開催

【参加者アンケートから】

・初めてだったが、若者から丁寧に教えてもらい、楽しく体験できた。

・障害者向け（1回）

①実施日：令和7年12月20日（土）

場 所：栃木県立宇都宮産業展示館（マロニエプラザ）

参加者数：22名 ※とちぎeスポーツフェスタ内で開催

【参加者アンケートから】

・障害の有無に関わらず、eスポーツに取り組むことができることが素晴らしい。

○ e スポーツに関わる仕事体験・見学プログラム

・小学生向けバックヤードツアー

① 実施日 : 令和7年12月20日(土)

場 所 : 栃木県立宇都宮産業展示館(マロニエプラザ)

参加者数: 9名 ※とちぎeスポーツフェスタ内で開催

【参加者アンケートから】

・イベントの裏側を知ることができて有意義だった。

(2) とちぎeスポーツフェスタ事業

実施日 : 令和7年12月20日(土)

場 所 : 栃木県立宇都宮産業展示館(マロニエプラザ)

参加者数: 約10,000名

内 容 : 下記のとおり

- ・Valorant とちぎ杯
- ・県内プロスポーツチーム対抗eスポーツNo.1決定戦
- ・日本eスポーツ協会支部大集合!クイズ大会
- ・ストリートファイター6エキシビジョンマッチ
- ・eスポーツ体験会(ストリートファイター6、太鼓の達人、ぷよぷよeスポーツ、グランツーリスモ7)
- ・うまeフードフェスタ

協 賛 : 延べ38社(協賛金:13、物品・役務:25)

【来場者アンケートから】

- ・イベントを知ったきっかけは、SNS、知人からの口コミが多数
- ・来年もぜひ開催してほしい。
- ・ゲーム実況もイベントに取り入れてもらいたい。

(3) その他

- ・東京ゲームショウ2025においてeスポーツフェスタのPRを実施

令和7年度収支決算見込

収入の部

科目	予算額	収入見込額	比較増減額	摘要
1 繰越金	718	718	0	・前年度繰越金
2 負担金	13,000,000	13,000,000	0	・栃木県負担金
3 協賛金	2,500,000	8,217,000	5,717,000	・(株)足利銀行 外12社
4 雑収入	282	3,500	3,218	・銀行利息
計	15,501,000	21,221,218	5,720,218	

支出の部

科目	予算額	支出見込額	比較増減額	摘要
1 eスポーツ 機運醸成事業	1,250,000	1,666,998	416,998	・eスポーツ体験会等に 要する費用
2 とちぎ eスポーツ フェスタ事業	14,200,000	19,523,450	5,323,450	・とちぎeスポーツフェ スタの開催に要する 費用
3 その他	51,000	30,770	△ 20,230	・印紙代 ・振込手数料
計	15,501,000	21,221,218	5,720,218	

令和7(2025)年度 収入決算額 21,221,218 円
 支出決算額 21,221,218 円
 残 額 0 円

令和7年度収支決算承認の会長への委任について

令和7年度収支決算については、とちぎeスポーツ地域活性化実行委員会規約第8条第2項第3号によらず、その承認を会長に委任する。

とちぎeスポーツ地域活性化実行委員会規約（抜粋）

（総会）

第8条 略

2 総会は次に掲げる事項について審議し、決定する。

（3）予算及び決算に関すること。

とちぎ e スポーツ地域活性化実行委員会の解散及び 残余財産の処分について

1 実行委員会の解散

とちぎ e スポーツ地域活性化実行委員会は、規約第2条に規定する目的を達成したことから、会長が令和7年度収支決算を承認した日をもって解散し、会則を廃止する。

2 残余財産の処分について

とちぎ e スポーツ地域活性化実行委員会の下記残余財産の処分については、会長に一任する。

記

	残余財産一覧	数量
1	GALLERIA XL7C-R45-5（ゲーミングPC）	1台
2	現金（銀行利息）	未定
3	その他消耗品	1式

とちぎ e スポーツ地域活性化実行委員会規約（抜粋）

（目的）

第2条 実行委員会は栃木県及び e スポーツ関連団体の連携協力のもと、e スポーツ関連事業の実施により、e スポーツの普及及び地域の活性化に資することを目的とする。

（解散）

第13条 実行委員会は、総会の議決により解散する。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

栃木県における今後のeスポーツの展開について

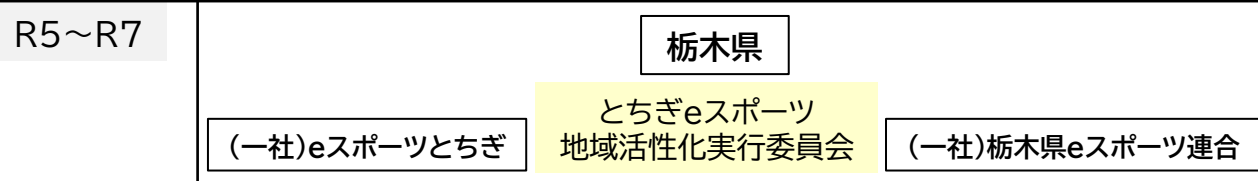
背景・課題

- ・本県では、令和5年度に「とちぎeスポーツ地域活性化実行委員会」を設立し、体験会やイベントの開催等を通じて県民のeスポーツに接する機会の創出や理解促進、機運醸成に取り組んできた。県内外の交流人口の拡大による地域活性化や、世代を超えた交流、高齢者の健康づくりにつながるなど、一定の成果が上がったところであり、今後は、その活用の幅を広げ、地域課題の解決に資する展開が期待されている。
- ・そのためには、県・eスポーツ関係団体に加え、市町や民間企業等、地域の多様な主体が主役となる段階に移行していく必要があるが、情報や人材、機材、ノウハウといったリソース不足により、市町や民間企業等が自発的な取組に踏み出しづらい状況にあるほか、既存の取組については、継続性や地域への広がり課題が残っている。

方向性

- ・eスポーツを取り巻く動向や県内外の先進事例の収集・共有、横展開を図るため、市町や民間企業等の多様な主体が参画する協議体を設置する。(新たなプラットフォームの創設)
- ・市町や民間企業等の多様な主体による既存の取組(とちぎeスポーツフェスタほか)の深化や、新たな取組の創出に向けた支援を行う。(多様な主体による自発的な取組の促進)
- ・eスポーツへの関心・理解を深め、県内イベント等への参画(スポンサーシップ)を促進するため、民間企業等への働きかけを行う。(スポンサーシップの掘り起こし)

推進主体

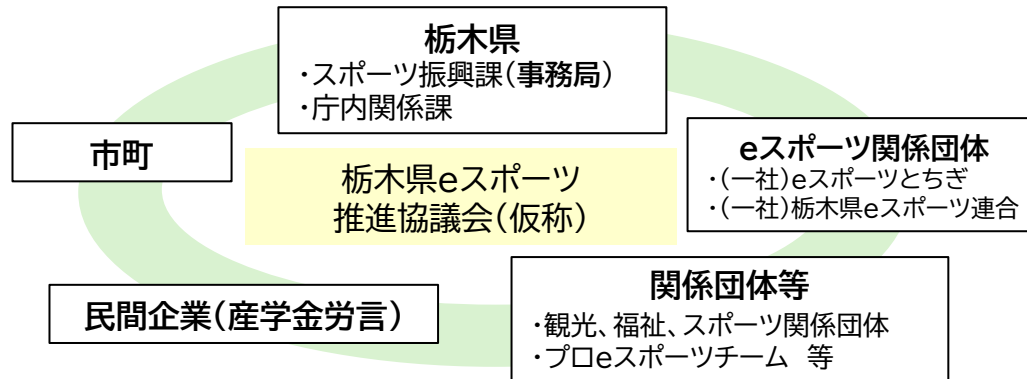


具体的な取組

とちぎeスポーツフェスタ(2023～2025)
高年齢・障がい者向け体験会など

(実施主体:実行委員会)

R8～



新たなプラットフォームの創設

- ・eスポーツを取り巻く動向や県内外の先進事例の収集・共有、横展開
→市町や民間企業等の多様な主体による分野横断的な連携促進

イベント・高年齢・障がい者向け体験会 (実施主体:市町・民間企業等 補助:県)

多様な主体による地域の特性やニーズに応じた自発的な取組を促進

└ とちぎeスポーツフェスタ(仮)
市町や民間企業等が主催するイベント、高年齢・障がい者向け体験会など

民間企業等向けeスポーツ交流会(仮) (実施主体:県)

eスポーツへの関心・理解の深化による県内イベント等へ参画する企業(スポンサーシップ)の掘り起こし

└ 民間企業等が参加するeスポーツ交流会(仮)

とちぎeスポーツ地域活性化実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、とちぎeスポーツ地域活性化実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、栃木県及びeスポーツ関連団体の連携協力のもと、eスポーツ関連事業の実施により、eスポーツの普及及び地域の活性化に資することを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) eスポーツに関するイベントの開催に関すること。
- (2) eスポーツの理解促進や機運醸成に資する事業の実施に関すること。
- (3) その他実行委員会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、栃木県生活文化スポーツ部長をもって充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる団体の長が指名する者をもって充てる。

(役員の職務)

第5条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員は、会長とともに実行委員会の会議（以下「総会」という。）に参加し、議決に参与する。

(任期)

第6条 第4条第1項に定める実行委員会の構成員の任期は、実行委員会の設立の日から解散する日までとする。

2 委員にあっては、前項の規定にかかわらず、就任時に属していた団体の所属でなくなった場合は、その任期は、当該者が当該団体に所属していた日までとする。

(報酬)

第7条 会長及び委員は無報酬とする。

(総会)

第8条 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた重要事項に関すること。

3 総会は、会長及び委員（以下「委員等」という。）の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 総会の議事は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 やむを得ない理由のため総会に出席することができない委員等は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

6 前各項の規定に関わらず、会長は、必要があると認めるときは、総会において審議すべき事項について、書面により委員等に可否を求め、総会の議決に代えることができる。

(会長の専決処分)

第9条 会長は、緊急を要する場合で総会を招集する暇がないと認めるとき又は総会の権限に属する事項で簡易なものであるときは、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。ただし、簡易なものについては、この限りでない。

(事務局)

第10条 実行委員会の事務を処理するため、栃木県生活文化スポーツ部スポーツ振興課内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監事)

第11条 実行委員会に監事を置く。

2 監事は、栃木県生活文化スポーツ部県民協働推進課主幹兼課長補佐(総括)をもって充てる。

3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(会計)

第12条 実行委員会の経費は、負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

2 実行委員会の会計処理は、会長が別に定めるもののほか、栃木県の財務処理に準じて行う。

3 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(解散)

第13条 実行委員会は、総会の議決により解散する。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和5年5月19日から施行する。

2 実行委員会の設立時の会計年度は、第12条第3項の規定にかかわらず、実行委員会の設立の日から翌年の3月31日までとする。

3 この規約は、実行委員会が解散した日に、その効力を失う。

別表第 1（第 4 条関係）

団 体 名	委員数
一般社団法人 e スポーツとちぎ	1 人
一般社団法人栃木県 e スポーツ連合	1 人